

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	6 5
		決裁期日	平成 1 9 年 4 月 2 4 日
名 称	第 1 回政策調整会議		
日 時	平成 1 9 年 4 月 1 9 日 ( 木 ) 午後 1 時 0 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分		
場 所	役場 2 階 審議室		
出席者	《 構 成 員 》 田浦副町長、北川総務課長、尾崎町民生活課長、岡崎保健福祉課長、 伊藤産業振興課長、早川建設水道課長、前田教育振興課長 7 名 《 庶 務 》石田主幹、深山主査 2 名 《 説 明 員 》 自ら考え自ら実行する自治活動推進プロジェクト 北向総務課主幹 町税等収納対策推進プロジェクト 田中収納対策担当主幹 移住定住促進プロジェクト 佐藤企画財政班主査 3 名 合 計 1 2 名		
内 容	下記のとおり		

## 開 会

### 議長あいさつ ( 田浦副町長 )

- ・ 平成 19 年度一般会計予算は 62 億 5,000 万円で編成、20 年程前の予算規模である。
- ・ 平成 20 年度に一般会計 60 億円以内を行政改革実施計画で目指している。
- ・ 予算規模に関わらず行政執行は、より質の高いサービスが求められている。

### 1 政策調整会議の提出協議書について

#### [ 庶務から資料により説明 ]

- ・ 現在の協議書は、「現状・課題・解決方策」の記載や「事業計画書」の添付を指

示しているが、任意的であるため、事前調整や確認事項が必要な様式である。

- ・ 本会議の審議事案は熟度・整理されたものをもって行うことから、目的・効果・財源などが整理されたものをもって審議のできるよう、資料 1 の様式変更を本会議の庶務として提案する。

#### **[協議内容（全体協議）]**

- ・ 課を横断する行政課題は、行政組織規則で定める事務分掌（所管課自体で完結する事務）と本会議で審議する行政課題の区分が漠然である。
- ・ 提出様式を定形にすることにより、より熟度が高まった審議事案が提出されることとなる。
- ・ 町行政組織内会議設置規則第 13 条に規定する審議事案を協議することが本会議の任務であるが、事案自体に明確な項目がないので、必要に応じ会議庶務と調整されたい。

#### **[総括]**

- ・ 個別事案は都度審議することが必要であるが、町全体的な事案や施策の審議など、行政経営レベルの審議を中心に行うことを目標とする。
- ・ 協議書様式の変更を了承したので、各課に周知すること。

## **2 頑張る地方応援プログラムの応募プログラムについて**

#### **[庶務から取組経過を説明]**

- ・ 関係課長会議開催(3/6) 応募プログラムの決定  
一次応募に報告するプログラム（地域経営改革、少子化対策、定住促進）  
二次応募に報告するプログラム（地場産品発掘・ブランド化、観光（農業）振興・交流、安心・安全なまちづくり）
- ・ 頑張る地方応援プログラムプロジェクト策定会議運営要領決定(3/22)
- ・ 上川支庁提出✓切(4/27)
- ・ 道庁企画振興部提出✓切(5/16)、  
道から総務省への提出までの期間の追加は認めるとのこと

#### **(1) 移住定住促進プロジェクトの応募プログラム（案）について**

##### **[プロジェクト庶務(佐藤主査)から資料 3 により説明]**

##### **[協議内容（全体協議）]**

(情報の提供とPR)

- ・ 農家空家・宅地バンクについては、行政が行える事項を明確にすること。
- ・ 移住者の問合せで農地宅地はニーズがあるが、農地にはニーズがなく、農家宅地のみ購入されると近隣農地の耕作に支障をきたす。また、農地保全からの望ましくない。

- ・ 町が農家空家・宅地バンクを管理する場合、農協と連携し、登録用件を明確にしてから実施すべき。

(住居の確保・斡旋)

- ・ 別紙の募集要領(案)により、普通財産となった教員住宅について、募集するよう進める。(別に協議して進めることとする。)

(遊休町有財産の積極的活用について)

- ・ 旧武道館跡地は、「就労者への宅地分譲」を目的に土地開発公社で分譲した。
- ・ 分譲対象者を、町民か移住者(転入者)か明確にすべき。
- ・ 分譲する場合は、目的・対象を明確にすべき。
- ・ 旧商工会館跡地は市街地であるため、遊休財産の運用枠から除いている。
- ・ 遊休町有地現場を確認し、さらに候補地を増やすこと。

(新規就農者等への支援)

- ・ ふらの農協主体で取り組んでおり、2年間の農業体験後に農地取得がかのうとなるため、移住者が即、農地を購入できるような仕組みではない。

(新築促進)

- ・ 固定資産税の減免は町の独自施策となることから条例制定が必要である。
- ・ 事務整備を行うこと。

(一次移住や体験の推進)

- ・ 移住交流センターは、組織の意思決定をしていないため、1次応募内容から除くべき。

**[総括]**

- ・ 農家空家・宅地バンクについては、行政の担うべき範囲を明確にして取り組むこと。
- ・ 土地の有効活用については、分譲目的(移住・定住)・分譲対象者(町内・町外)を特定して進めること。
- ・ 新築促進については、条例等の条件整備など事務的な補足が必要である。
- ・ 移住交流センター整備については、組織の意思決定がないため、1次応募から除くこと。
- ・ 住民及び行政組織自体に移住・定住の意識を高める必要がある。
- ・ ホームページは関係所管課がそれぞれの役割をもって整備し、移住定住として体系化する。

**(2) 自ら考え自ら実行する自治活動推進プロジェクト(地域経営戦略プロジェクト)の応募プログラム(案)について**

[プロジェクト庶務(北向主幹)から資料3により説明]

[協議内容(全体協議)・総括]

- ・ 本プログラムは地域課題とどう結びつけるかが課題である。
- ・ 応募方法で求められている成果目標について、自主防災組織の設置数や自治会の自主的な活動回数・参加人数などを設定し、具体的な成果目標(数値目標)を追記すること。

### (3) 町税等収納対策推進プロジェクト(地域経営戦略プロジェクト)の応募プログラム(案)について

[プロジェクト庶務(田中主幹)から資料3により説明]

[協議内容(全体協議)・総括]

- ・ 応募方法で求められている成果目標について、過年度滞納額や滞納件数、収納率の減などを設定し、具体的な成果目標(数値目標)を追記すること。
- ・ 町税等滞納者に対する行政サービス制限事業に要する人件費については、計上したままで応募すること。

[全体総括]

1次で応募するプロジェクトは次のとおりとするが、実行する施策であるため、精度を高めて進めること。

(定住促進プロジェクト)

- ・ 上富良野町移住・定住プロジェクト

(地域経営改革プロジェクト)

- ・ 自ら考え自ら実行する自治活動の推進プロジェクト
- ・ 町税等収納対策推進プロジェクト

応募プロジェクトについては、5月17日開催の議員協議会で概要説明を予定する。

応募プログラム中の新たなハード事業の整備は、現在の位置付け(予算、実施計画)がないため、1次応募の内容から削除し、組織決定後に追加する。

応募プログラムは行政の実行プランであることから、課の連携や職員の対応など、行政の実行をもって応募するものであり、課長会議等を通じて十分に職員に周知すること。

## 3 その他

(頑張る地方応援プロジェクトについて)

- ・ 少子化対策プロジェクト応募(案)の受理後、本会議を開催する。

(会議の定例開催について)

- ・ 本会議の定例開催を「毎月20日13時」とし、休祭日となった場合は、休祭日の前の日とする。

(会議の任務について)

- ・ 総合計画実施計画の進行管理で事業を管理しているので、施策分野毎に事業配分のメリハリを付けるなど、政策・施策の審議を行う会議とする。